

富山市民病院疑義照会プロトコール

富山市立富山市民病院

富山市立富山市民病院（以下、当院）では厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号 平成 22 年 4 月 30 日付）「医療スタッフの協働・連携によるチーム 医療の推進について」を踏まえ、事前に作成・合意したプロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、簡易な変更を伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実・処方医師の負担軽減を図る目的で、当院発行の院外処方箋における富山市民病院疑義照会プロトコールを運用します。

処方変更に関わる原則

- ① 富山市民病院疑義照会プロトコールは、当院及び保険薬局との「富山市民病院疑義照会プロトコール合意書」（以下、合意書）の締結をもって実施される。
- ② 合意書に基づく処方変更は、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で行う。
- ③ 合意書に基づく処方変更を行った場合には、すみやかに「富山市民病院疑義照会プロトコールに基づく変更報告書」を用いて当院薬剤科に報告する。

1. 各種問い合わせ窓口

処方内容に関する疑義・質疑など

受付時間：平日 8：30～17：00

FAX：076-422-9330 薬剤科疑義照会窓口

保険関連（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日 8：30～17：00

TEL：076-422-1112（代）内線：2107、2109 医事課外来係

プロトコール関連

受付時間：平日 8：30～17：00

FAX：076-422-9330 薬剤科疑義照会窓口

2. 合意書に基づき疑義照会なく処方変更が可能な項目

① 一包化コメントの追加

- ・初めて一包化をする患者は通常疑義照会を行う。
- ・当院入院中に一包化されていた場合は、保険薬局で初めて一包化する患者でも合意に基づく変更を可とする。（各診療科単位での変更が可）
- ・一包化を外す場合は疑義照会を行う。

② 残薬調整（抗がん剤（ホルモン剤含む）・医療用麻薬・第一種向精神薬を除く）

- ・内服薬・外用薬のみを対象とするが、例外としてインスリン製剤、注射針の残数調整も可とする。

- ・患者に残薬を持参して頂くなど、なるべく薬品現物を確認して調整を行う。
- ・再診受診票を確認し、2～3日の余裕を持たせて残薬調整を行う。
- ・Rp単位での残薬調整とし、最低日数を1日分（頓用薬は1回分・外用薬は1包装分）として残薬が少ない薬品に合わせて調整を行う。
※Rpを割り振る場合は疑義照会を行う。
- ・処方箋上の「残薬を確認した場合の対応」において疑義照会・情報提供のチェックの有無にかかわらず合意書に基づく変更を可とする。

③ 処方日数修正

- ・次回受診日を鑑みながら、隔日投与、週1回投与、月1回投与、透析日・非透析日投与の過剰日数を減らすことを目的とする。
※用法自体に疑義がある場合は疑義照会を行う。
- ・日数を増やす必要がある場合は疑義照会を行う。

④ 外用薬の用法の追記（貼付剤・塗布剤のみ）

- ・適用回数、適用部位、適用タイミングの追記に限る。
- ・処方箋上の記載が具体的ではなかった場合、薬歴及び患者面談で確認した用法を処方箋に追記する。ただし、患者発言に不明瞭な点がある場合または適用部位の記載と患者から確認した部位が異なる場合は疑義照会を行う。
- ・適用回数、適用部位の追記は電子添文に記載されている回数、部位の範囲内で行う。

作成 令和2年9月8日

改定第2版 令和3年9月1日

改定第3版 令和4年9月1日

改訂第4版 令和6年9月1日